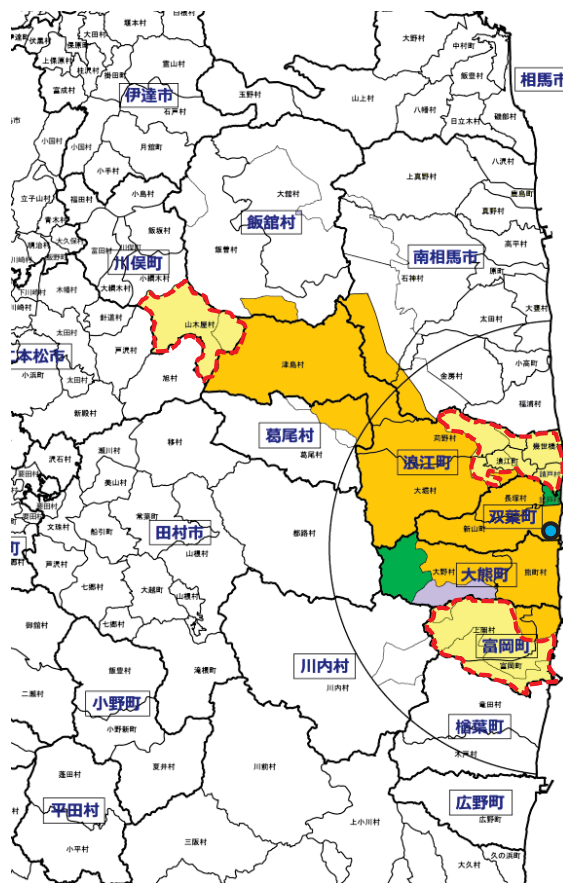
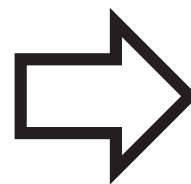
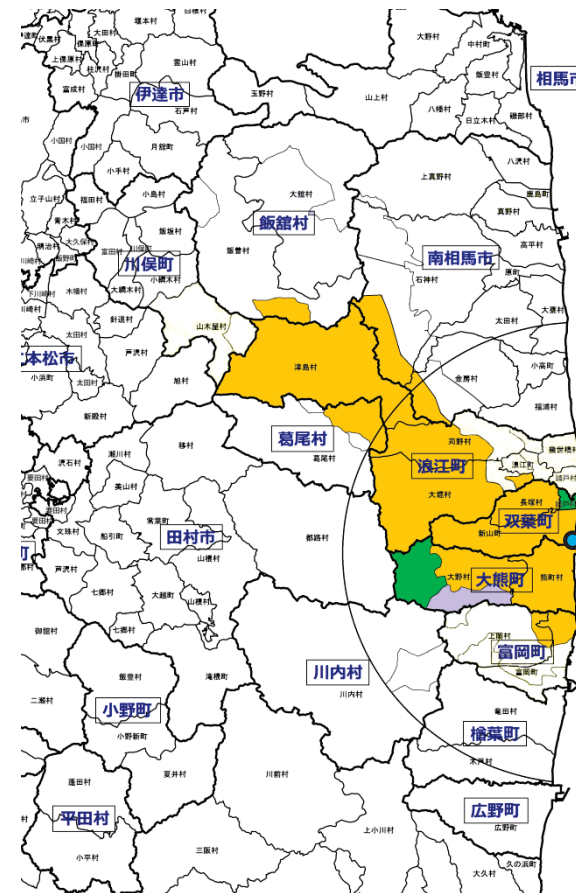


令和元年産米の作付制限等の対象地域(平成30年産との比較)

平成30年産米



令和元年産米



- 作付制限**
作付・営農は不可。
- 農地保全・試験栽培**
除染後農地の保安全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施。
- 作付再開準備**
管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を実施。
- 全量生産出荷管理**
管理計画を策定し、全てのほ場で吸収抑制対策を実施、もれなく検査(全量管理・全袋検査)し、順次出荷。
- 福島第一原子力発電所**

福島県



拡大

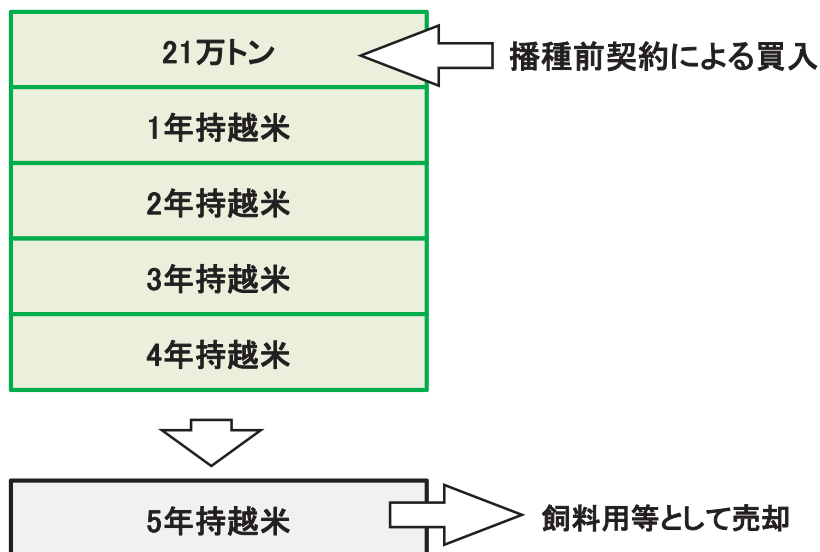
政府備蓄米の運営について

- 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用（10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準）。
- 備蓄運営については、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄米の売却を行わない棚上備蓄を実施（備蓄米を供給するのは、大不作などの場合のみ）。
- 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に21万トン（※）程度買入れ、通常は5年持越米となった段階で、飼料用等として売却。

※ 基本的な買入数量については、従来、毎年20万トン程度としてきたが、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」が平成30年12月30日に発効となったことから、今後は「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量を加えた21万トン程度となる。

基本的な政府備蓄米の運用

原則21万トン程度 × 5年間程度 → 100万トン程度

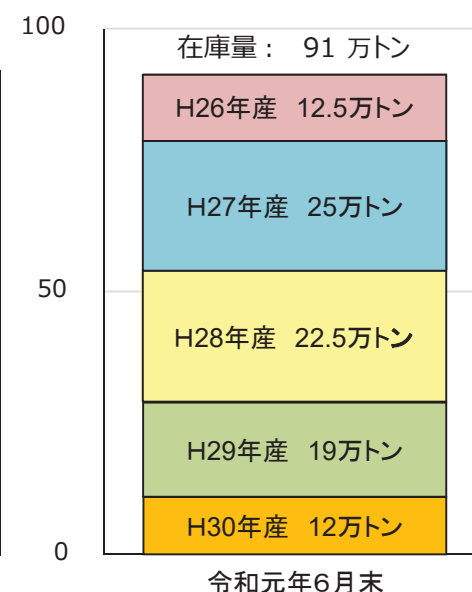


政府備蓄米の現在の在庫状況

【最近の買入数量】

H25年産	18万トン
H26年産	25万トン
H27年産	25万トン
H28年産	22.5万トン
H29年産	19万トン
H30年産	12万トン
R元年産	21万トン（予定）

【現在の備蓄状況】



令和元年産に向けた備蓄米の推進について(推進用ビラ)

JA等の集荷業者の皆様へ

令和元年産に向けた「備蓄米」の運用改善について

備蓄米は、不作により供給が減少する事態等に備えて蓄えておく、国民にとって重要な役割のあるお米です。このため、産地がより取り組みやすくなるよう元年産に向けて以下の運用改善を行っています。

① 優先枠の拡大

- ・ 入札における産地ごとの優先枠※を大幅に拡大しました。
 - ・ さらに、産地は元年産の落札実績を2年産から4年産まで優先枠として維持することができます。
これにより、元年産の備蓄米にしっかり取り組み、今後も他産地と競合することなく、継続的・安定的に備蓄米に取り組むことが可能です。
- ※ 「優先枠」とは、各都道府県別に入札枠を設け、他産地と競合することなく優先的に入札できるようにする仕組み。このため、産地では備蓄米の安定的な取組みが可能。

② 国への引渡時期について

- ・ 収穫後、速やかな国への引き渡しが可能※となります。
これにより、産地での保管管理経費などが軽減され、国からの保管料も産地の倉庫などに早期に支払われることとなります。
- ※ 最速で9月から国への引き渡しが可能。

③ 農業者別結び付け要件（農業者別引渡数量報告）の廃止

- ・ 第5回目入札（4/16実施）より、JA等の集荷業者(売渡人)から国に対する備蓄米の農業者別引渡数量の報告を必要としない※こととします。
- ※1 なお、地域農業再生協議会別の備蓄米の取組面積を把握する必要があることから、地域農業再生協議会別の備蓄米引渡予定数量(農業者別の数量ではありません)の報告をしていただくこととなります。
- ※2 第4回目までに落札したJA等の集荷業者(売渡人)の方も、国との契約締結段階で協議させていただくことで、第5回目以降と同様の取扱いが可能となります。

令和元年産備蓄米の政府買入数量

※ 令和元年産落札数量は、第1回(平成31年1月29日実施)から第10回(令和元年7月17日実施)入札分までの合計数量

単位:トン

買入対象米穀の産地	買入予定数量	令和元年産 落札数量	買入対象米穀の産地	買入予定数量	令和元年産 落札数量
都道府県別優先枠			都道府県別優先枠		
北海道	4,200	2,162	愛知	2,000	822
青森	26,600	26,544	三重	270	248
岩手	3,530	3,478	滋賀	1,670	1,318
宮城	11,600	11,600	鳥取	700	400
秋田	28,000	21,572	島根	130	130
山形	30,500	21,291	岡山	1,780	977
福島	27,000	26,601	徳島	1,120	1,116
茨城	700	700	高知	10	10
栃木	7,500	7,487	福岡	270	264
群馬	30	30	佐賀	220	220
埼玉	220	220	長崎	20	10
千葉	1,580	1,580	熊本	290	247
新潟	27,800	25,089	大分	100	94
富山	17,400	12,197	計	209,140	179,663
石川	7,430	7,325	指定なし(一般枠)	0	5,565
福井	4,500	4,050	合計	209,140	185,228
長野	1,500	1,426	うちCPTPP分		9,000
岐阜	450	435			
静岡	20	20			

東日本大震災を踏まえての災害時に対応した備蓄の検討

精米備蓄事業【令和元年度予算額:27百万】

《背景》

- ・東日本大震災発生後に、被災地から応急食料としての精米の供給要請
- ・大消費地である首都圏において一時的に米の品薄状態が発生

《課題》

- ・大規模災害への備えとして、一定量の精米のストックが必要
- ・大規模災害発生直後に大都市圏で発生が想定される需要増加・精米供給能力の低下に対応する体制の確保が必要

《具体的な実施スキーム》

□ 平成24年度から、政府が買い入れる備蓄米の一部を活用して精米（無洗米）形態での備蓄を実施

- ・備蓄量：500トン（東日本大震災発生～4月20日までの被災地向け精米供給量に相当）
- ・実施主体：政府所有米穀の販売等業務の委託を受けた民間団体等

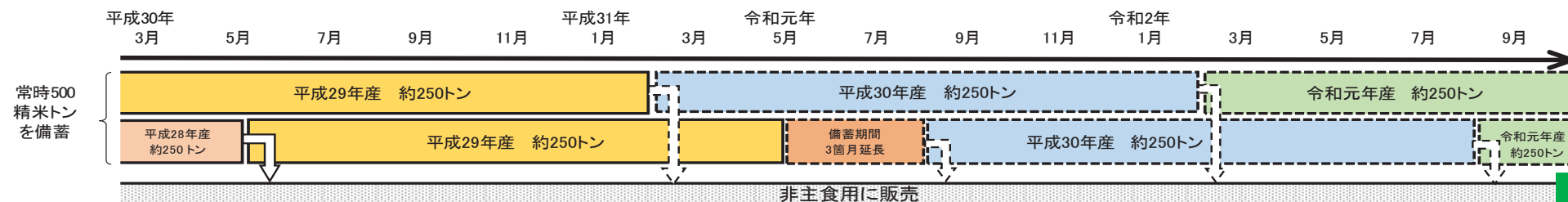
□ 備蓄後一定期間を経過した精米については、非主食として販売（大規模災害が発生した場合は、本来の目的どおりに被災地等に供給）

《対応実績》

- ・平成28年4月の「熊本地震」発生を受け、27年産約86トン进行供給

具体的なスケジュール（予定）

- ・切り替え時期が半年毎になる様、29年産5月とう精分で備蓄期間を調整（備蓄用精米の切り替えの時期はイメージであり、今後変更となる可能性がある。）



食味等分析試験及び販売実証の結果概要

○ 食味等分析試験の結果概要

備蓄期間	理化学分析			食味評価	
	水分(%)	脂肪酸度(mg)	濁度(ppm)	基準米との比較による総合評価	主観による絶対評価
基準米	14.3	3.0	12.0	-	-
2ヶ月	14.6	3.2	11.4	-0.1	3.5
4ヶ月	14.3	4.8	14.5	-0.6	2.7
6ヶ月	14.1	5.7	14.6	-0.3	2.8
8ヶ月	14.2	5.0	15.6	-1.1	2.2
10ヶ月	14.3	6.5	16.5	-1.4	2.0
12ヶ月	14.3	7.4	14.0	-1.3	2.1
14ヶ月	14.2	7.6	15.0	-1.4	1.9
16ヶ月	14.2	8.3	13.1	-1.5	2.0
18ヶ月	14.3	8.8	14.4	-1.7	1.8

※1 食味等分析試験（理化学分析及び食味評価）は、分析機関に委託（食味評価（官能試験）は20名のパネリストにより実施）。

※2 精米備蓄を実施した産地品種銘柄の平均（ただし、胚芽の残存が多く見られ、無洗米形態での備蓄可能期間を調べる本試験の試料に適さなかった産地品種銘柄を除く）。

※3 備蓄用精米（無洗米）は、温度15℃以下、湿度60～65%（目安）の低温倉庫で保管。

（参考）・水分は、農産物規格規程における精米（完全精米・一等）の基準が15.0%以下とされている。

・脂肪酸度は、貯蔵期間の経過に伴い上昇することが知られている（特段の基準はなし）。

・無洗米の濁度は、28ppm以下が望ましいとされている（全国無洗米協会の濁度基準による）。

・基準米との比較による総合評価は、基準米を0として、±4の9段階で評価（“-1”は「わずかに不良」）。

・主観による絶対評価は、「5. 非常においしく食べられる」、「4. おいしく食べられる」、「3. 普通に食べられる」、「2. 少し劣るが食べられる」、「1. 受け入れられない」の5段階で評価。

⇒ 低温倉庫（15℃以下）で保管した場合、18ヶ月経過後の精米でも、食味は大幅には低下しない。

○ 販売（非主食用への販売）の概要

販売開始	備蓄期間	提示数量(t)	申込数量(t)	落札数量(t)	令和元年6月現在 販売期間
25年3月	2ヶ月	102	1,900	102	1ヶ月
25年5月	4ヶ月	99	585	99	1ヶ月
25年7月	6ヶ月	102	345	102	1ヶ月
	8ヶ月	100	202	100	4ヶ月
26年1月	10ヶ月	101	203	101	4ヶ月
	12ヶ月	202	405	202	4ヶ月
26年3月	8ヶ月	100	350	100	2ヶ月
26年9月	8ヶ月	252			12ヶ月
	13ヶ月	159	1,971	411	7ヶ月
27年2月	11ヶ月	101	354	101	7ヶ月
27年5月	8ヶ月	258	1,129	258	4ヶ月
27年10月	8ヶ月	256	1,786	256	10ヶ月
28年2月	9ヶ月	256	1,470	256	5ヶ月
28年8月	10ヶ月	255	576	255	1ヶ月
29年3月	12ヶ月	170	951	170	1ヶ月
29年5月	12ヶ月	258	1,392	258	2ヶ月
29年8月	12ヶ月	87	151	87	5ヶ月
30年2月	12ヶ月	254	584	254	1ヶ月
30年5月	12ヶ月	257	533	257	1ヶ月
31年2月	12ヶ月	256	390	176	5ヶ月

⇒ 販売時期の需給・価格によって、応札意欲や応札価格が影響されている。

② 需要に応じた生産の推進に向けた施策等

農林水産業・地域の活力創造プラン

平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定(抜粋)(平成29年12月8日改訂)

(別紙1)

制度設計の全体像

1. 米の直接支払交付金

- 米の直接支払交付金については、激変緩和のための経過措置として、26年産米から単価を7,500円に削減した上で、29年産までの時限措置(30年産から廃止)とする。

2. 日本型直接支払制度(多面的機能支払)の創設

- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動(活動組織を作り構造変化に対応した維持管理の目標を含む協定を市町村と締結)を支援。
- 26年度は予算措置として実施することとし、27年度から法律に基づく措置として実施。
- 国と地方を合わせた10a当たり交付単価は、次のとおり。

	農地維持支払	資源向上支払*
田(都府県/道)	3,000円/2,300円	2,400円/1,920円
畑(都府県/道)	2,000円/1,000円	1,440円/ 480円
草地(都府県/道)	250円/ 130円	240円/ 120円

※ 現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区等は75%単価を適用。
- 5年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映。
- 中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援については、基本的枠組みを維持。

3. 経営所得安定対策

- (1) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)
 - 諸外国との生産条件格差から生ずる不利を補うため、法改正により、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する(ただし、規模要件は課さない)。
 - なお、26年産は、現行どおり、全ての販売農家・集落営農に対して実施する。
 - 単価については、別表(P.37)のとおり。
- (2) 米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ)
 - 農業者拠出に基づくセーフティネットとして、実施する。
 - 対象農業者は、法改正により27年産から、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する(ただし、規模要件は課さない)。
- なお、26年産に限り、ナラシ対策非加入者に対する影響緩和対策として、26年産の米の直接支払交付金の加入者のうち、26年産のナラシ対策に加入しない者に対して、26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合に、国費分相当の5割を交付する(この場合、農業者の拠出は求めない)。
- 中期的には、すべての作目を対象とした収入保険の導入について調査・検討を進め、その道筋をつける。

4. 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用

- 食料自給率・自給力の向上を図るため、水田活用の直接支払交付金により、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る。
(飼料用米・米粉用米について数量払いを導入し、上限値10.5万円/10aとする。(別図(P.37)参照))
- 地域の裁量で活用可能な交付金(産地交付金(仮称))により、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、麦・大豆を含む産地づくりに向けた助成を充実する。
(飼料用米・米粉用米についての多収性専用品種への取組、加工用米の複数年契約(3年間)の取組に対し、1.2万円/10aを交付)。
 ※1 麦、大豆、飼料作物、WCS用稲及び加工用米の水田活用の直接支払交付金の単価は現行どおりとする。
 ※2 そば・なたねについては、産地交付金(仮称)からの交付に変更することとする。

5. 米政策の見直し

- 需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進める。
こうした中で、定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

6. 米価変動補填交付金

- 米価変動補填交付金は、平成26年産米から廃止する。

(参考)成長戦略フォローアップ

令和元年6月21日閣議決定(抜粋)

Ⅲ 人口減少下での地方施策の強化

7. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

i 農業改革の加速

① 生産現場の強化

ウ) 米政策改革

- ・ **農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できるよう、きめ細かな情報提供や水田フル活用に向けた支援を行うなどにより、高収益作物の導入などを促進し、米政策改革の定着を図る。**
- ・ **米の多収品種がニーズに応じて導入されるよう、地域ごとの栽培技術の確立等を推進し、作期分散も通じ、生産コストの削減を図る。**

基本計画本文(米関係抜粋)

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

(6) 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革

高齢化や世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化等が進む中で、加工・業務用需要の増加など需要構造等の大きな変化に対応するとともに、輸出拡大も見据えた生産・供給体制の整備を推進する。

① 米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大

高齢化、人口減少等による米の消費の減少が今後とも見込まれる中で、米政策改革の着実な推進により需要に応じた生産を推進するとともに、優れた生産装置である水田をフルに活用し、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を推進する。

ア 米政策改革の着実な推進

需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金による支援、中食・外食等のニーズに応じた生産と播種前契約、複数年契約等による安定取引の一層の推進、県産別、品種別等のきめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を推進する。

こうした中で、定着状況をみながら、平成30年産からを目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組む。

また、それまでの間、行政による生産数量目標の配分の工夫等の必要な関連する施策全般について、工程を明らかにしながら取り組む。

イ 飼料用米等の戦略作物の生産拡大

飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の戦略作物については、水田活用の直接支払交付金による支援と下記の実施により、生産性を向上させ本作化を推進する。品目ごとの生産努力目標の確実な達成に向けて、不断に点検しながら、生産拡大を図る。また、その他の作物も併せその需給動向について必要に応じて情報提供する。

飼料用米については、全国、地方ブロック、各県（産地）段階に整備した関係機関からなる推進体制を活用し、米産地と畜産現場の結び付け等の各種課題の解決に向けた取組を推進する。また、地域に応じた栽培体系を確立するため、多収性専用品種の開発と導入や新たな栽培技術の実証を推進する。さらに、生産・流通コストの削減と安定的な供給・利用体制の構築を図るため、担い手への農地集積・集約化を加速化しつつ、既存施設の機能強化や再編整備、新たな施設、機械の導入等を推進するとともに、紙袋からフレキシブルコンテナや純バラ（トラックの荷台等に米をバラで直積み）での流通への転換、シャトル輸送（帰り便の活用）、配合飼料工場を通じた供給体制の整備、畜産農家における利用体制の整備等を推進する。

米粉用米については、多様な用途に対応した加工技術の改良、開発及びその普及による加工コストの低減、新たな米粉製品の開発等の取組を推進する。

麦、大豆については、実需者ニーズに対応した生産・供給を推進するため、地域条件に適応する生育特性や加工適性、多収性を備えた新品種の開発と導入に取り組むとともに、ほ場条件を踏まえた排水対策や地力維持に資する輪作体系等の栽培技術の開発と導入を推進する。

平成37年度における食料消費の見通し及び生産努力目標(米部分抜粋)

食料自給率目標

平成37年度における食料消費の見通し及び生産努力目標(米部分抜粋)

品目	食料消費の見通し				生産努力目標 (万トン)		克服すべき課題
	1人・1年当たり消費 費量(kg/人・年)		国内消費仕向量 (万トン)		平成 25 年度	平成 37 年度	
	平成 25 年度	平成 37 年度	平成 25 年度	平成 37 年度			
米 〔米粉用米、 飼料用米を 除く〕	57	53	857	761	859	752	○ 食の簡便化志向、健康志向等の消費者ニーズや外食・中食等のニーズへの対応 ○ 行政による生産数量目標の配分に頼らない需要に応じた生産 ○ 農地の集積・集約化、新技術等の開発・導入、資材費の低減等による生産コストの低減
米粉用米	0.1	0.7	2.0	10	2.0	10	○ 最終製品価格を押し上げている製粉コストの低減や新たな米粉製品の開発 ○ 米粉の特性、メリット、新製品等の情報の十分な伝達 ○ 多収性専用品種の導入や地域条件に応じた栽培技術の確立等を通じた収量向上 ○ 農地の集積・集約化、新技術等の開発・導入、資材費の低減等による生産コストの低減
飼料用米	－	－	11	110	11	110	○ 実需者ニーズに応じた安定生産と畜産経営における利用拡大 ○ 多収性専用品種の導入や地域条件に応じた栽培技術の確立等を通じた収量向上 ○ 農地の集積・集約化、新技術等の開発・導入、飼料原料用としての生産管理手法の導入、資材費の低減等による生産コストの低減 ○ 飼料原料用としての供給・利用体制の整備による流通コストの低減

注: 国内消費仕向量は、1人・1年当たり消費量に人口(平成25年度 1億2,730万人、平成37年度(推計) 1億2,066万人)を乗じ、これに減耗量(米ぬかなど)等を加えたものである。

<参考データ>

品目	10a当たり収量		作付面積		品目別自給率	
	(単位: kg)		(単位: 万ha)		(単位: %)	
	平成25年度	平成37年度	平成25年度	平成37年度	平成25年度	平成37年度
米 (米粉用米、飼料用米を除く)	530	540	160	139	96	97
米粉用米	512	580	0.4	1.7		
飼料用米	511	759	2.2	14		

注: 平成25年度の米(米粉用米・飼料用米を除く)の10a当たり収量は、作物統計における水稻(米粉用米を含み、飼料用米を除く)の値であり、平年収量を用いている。
米粉用米、飼料用米、小麦、大麦・はだか麦及び大豆の平成25年度の10a当たり収量の実績は平均収量である。